

地域クラブ申請に係るQ&A

【申請の条件等について】

	Q（質問）	A（回答）
1	この地域クラブという制度は、市がクラブを立ち上げて指導者を募集するものなのか、それとも市の地域クラブ登録に団体が応募するというものなのか。そのどちらなのでしょう。	市が地域クラブの募集をし、各団体に応募いただくものです。
2	既存の部活動以外の種目でも申請していいのですか。	生徒が多様な活動を選択できることを目指していますので、申請してください。
3	現在、一人しか活動する者がいないが、とりあえずエントリーして活動場所が決まってから一緒に活動できる者を募るということはできますか。	申請時に活動する人が一人だけでは、登録クラブとして認めることはできません。複数人の体制が整った時点で申請をしてください。
4	サポーターとして、一緒に活動してくれる人はいますが、実質の活動は自分が一人で行う可能性が高いのですが、この場合はどうなりますか。	指導者の都合で生徒の活動が止まってしまうことがないよう、サポートする方にはできる限りの協力を求めてください。
5	申請時から指導者が変わった場合は、どうなりますか。	その都度、変更の届け出を提出していただくことになります。
6	例えば、活動するスタッフが5人から3人に減ることがあった場合、どうなりますか。	活動する指導者やスタッフの人数に変更があれば、その旨の報告をしてください。その後は、当初の計画どおりの活動が実施できるよう人員確保に努めていただきますが、人数が減ることで、活動の日数などが変更になる場合はその旨も報告してください。
7	クラブの代表者が指導者を兼ねることはできますか。	兼ねることはできます。
8	指導者が複数の地域クラブの指導を行うことはできますか。	可能です。
9	指導者に年齢制限はありますか。	指導者等は、募集要項の中で18歳以上（高校生を除く）と定めています。
10	地域クラブに登録したが、思うように部員が集まらない場合は、登録解除ができますか。	地域クラブから登録解除の申し出があった場合、協議させていただきますが、その時点で既に入部の申し込みをしている部員がいる場合は、クラブが責任をもって部員や保護者に対し、丁寧な説明を行い、理解を得ることが必要になります。
11	地域クラブの中学生の加入が0人だったり、また途中で0人になった場合、クラブとしての登録はどうなるのでしょうか。	中学生の加入人数が0人になっても、その時点で地域クラブとしての登録が取り消されるということはありません。
12	活動場所が決まった後に、部員数の関係で活動場所を変更することはできますか。	活動場所に空きがあれば変更について協議させていただきますが、希望に沿えないことがあることはご理解ください。

【地域クラブへの補助について】

1	地域クラブを持続可能なものにするには、これまで市が行ってきた学校の部活動に対する補助と同様に、地域クラブに対する補助が必要と考えますが、それはできないのでしょうか。	市として地域クラブへの補助は、現時点ではありません。国や県の動向を注視してまいります。
2	中学校以外の施設である体育館、市民センターの音楽室など活動場所を広げることについて、市としての共通認識や統一した考えを持ってほしいがどうでしょうか。特に市の施設を使用するにあたって、優先予約や使用料の減免ができるようにしてほしいがどうでしょうか。	活動場所をどう広げていくかは、各クラブで判断いただくことになります。中学校施設以外の施設を使用するにあたって優先予約や使用料の減免については、難しいと考えています。

【活動場所等について】

1	小学校施設は使えないのですか。	地域クラブの活動場所は、それぞれの団体が用意している場所か、市内の市立中学校を原則としています。
2	中学校を使わないといけないのですか。	地域クラブにおいて、中学校施設以外の活動場所を確保して活動することもできます。現在、中学校施設を使わずに活動され、地域クラブとしてもその場所で継続される場合は、中学校の施設を使用しないことで進めてください。
3	活動場所が芦屋市外の近隣市になってもいいのでしょうか。	差支えありません。
4	ダンスの場合、現在、中学校の部活にはありませんが、活動場所として教室等を使えますか	体育館や格技室等が活動場所になると思いますが、他のクラブとの調整になります。そのため、必ず、希望どおりの日時に活動できるかどうかはわかりません。学校施設の利用については、既存の部活動の種目が優先ということはありませんので、積極的な応募をご検討ください。
5	運動部でもミーティングなどで、教室を使えるのでしょうか。	運動部等が、ミーティング等での使用できる場所が用意できるかどうかは、今後、学校と調整してまいります。
6	美術室を活動場所とすることはできますか。	教室内に生徒の作品が展示、保管されているので、現状では使用は難しいですが、代替の教室が用意できるかどうかも含めて学校と協議していきます。使用できる教室の関係で、当初、活動を希望した中学校以外の場所での活動をお願いすることがあることも、ご理解ください。
7	中学校でe-sportはできるのか。パソコン環境はどうなっているのか。	学校のPCやPC教室を使って活動することはできませんが、学校から生徒に配布されている端末と、学校のネットワークを使って活動できるかどうかは、今後の検討課題です。指導者が使用する端末については、学校のネットワークには接続できないので、個別にインターネット環境を作っていただくことを想定しています。
8	クラブで作成した作品を、校内で展示はできますか。	地域クラブで作成したものは、原則として校内展示の対象にはなりません。
9	生徒が活動場所まで移動するにあたり、保護者が送迎してもいいのでしょうか。	保護者の送迎はできます。ただし、活動場所が中学校の場合には、そのための駐車場所はあります。また、中学校付近やその他活動場所周辺に、送迎の為に路上駐車されることは近隣への迷惑になりますので、コインパーキング等のご利用をお願いします。

【希望する活動場所や時間等が重なった場合の対応について】

1	複数の同一種目の団体が、同じ中学校で活動場所とする申請を行った場合、どうなりますか。	1つの中学校に同一種目の活動が複数あることは、クラブにとっても生徒にとっても好ましくないと考えますので、例えば、合同で指導いただくか、希望した中学校とは別の中学校で指導いただく等の調整をさせていただきます。
2	地域クラブの希望を尊重して、活動場所を調整しすぎないようにお願いしたいのですが。	各クラブの希望は尊重していきたいですが、1つの学校に活動が集中してしまうと、その場所を使用する全てのクラブの活動にも支障がでます。特に同一種目の活動が重複した場合は、他の学校での活動をお願いする等の調整は必要だと考えています。ただし、活動場所を中学校としない場合はこの限りではありません。
3	募集時に1つの学校に同一種目を受け持つ団体が複数あった場合に調整すると聞きましたが、翌年以降に新たにその種目で活動したい団体が出てきた場合は、再度、調整を行うのでしょうか。	地域クラブの登録については、年度ごとの更新となりますが、その時点でその種目の活動が生徒のニーズを満たしていると判断した場合は、学校を活動場所とした追加募集を行うことは考えていません。
4	学校施設を使用する場合、活動の時間の調整は、どのように行われるのでしょうか。また、希望が集中した場合、活動時間帯を延長することはありますか。	できるだけ、希望された時間帯で活動できるよう調整しますが、その時間帯での活動希望が重なった場合は、希望どおりにならないこともあることはご理解ください。また、希望が集中しても、活動時間帯を延長することはできません。
5	指導者が1年ごとにかわるため、年度ごとに活動時間を変えていく可能性があるのですが、活動時間は年度ごとに調整していただくことはできますか。	地域クラブの申請は、年度ごとに行っていただきます。その際、活動の時間帯に変更希望がある場合は調整しますが、変更ができない場合や変更により活動場所が変わる可能性もあることはご理解ください。

【活動する回数や時間について】

1	釣りは夕方から夜にかけて釣りやすい時期・季節がありますが、夜は何時まで活動できますか。	中学校の施設を使用する場合は20時までとしています。その他の施設で活動される場合も、それと同様の時間帯が望ましいと考えます。
2	活動時間は長くても平日が2時間程度、休日は3時間程度となっているが、それよりも短くなってもいいのでしょうか。	決められた時間内であれば、活動時間が短くなることは問題ありません。
3	指導できる人が限られるので、週に数日間、1日2時間を指導する指導者の確保が難しい場合は、地域クラブとしての申請は難しいと思っているのですが。	平日は4日、1日2時間という活動時間は最大であり、それだけの活動をしないといけないわけではありません。それぞれの団体で担える時間、回数で申請いただければ大丈夫です。例えば、月2回や週1回の活動でもかまいません。
4	ミーティングで1日使う場合も、平日4日、休日1日の活動日数に含まれるのでしょうか。	含まれます。
5	平日に16時から活動を開始する場合、指導者はいつから活動準備を行うことができますか。	平日の学校の教育活動は通常、16時前まで行われているので、16時からお願いします。
6	16時から開始となると、他の中学校から参加する生徒は、16時に間に合わないのではないですか。	他の中学校から参加する生徒は、直接、学校から活動場所に移動するか、いったん下校して自宅から活動場所に移動することになります。開始時間は、他校から移動する生徒のことも考えて、各クラブが設定することになります。
7	16時から20時まで中学校を利用することは、学校長は認めているのでしょうか。	学校長とは協議済みで、了解も得ています。ただし、地域クラブの活動と学校の活動が重なった場合は、学校の活動が優先されます。

【会計及び会計報告について】

1	会費について、部員が3人の場合もあれば、20人の場合もある。その時々で会費を決めてよいですか。	クラブの状況によって、会費は変動することもあると思います。当初、示した会費等を変更する場合は、その旨を保護者に十分に説明し、理解を得るようにしてください。
2	会費は月会費なのか、1回ずつの会費でもよいのか。	会費の徴収の仕方は、各クラブで判断して決定してください。年会費にする場合は、年度途中に入退部する生徒の取り扱いをどうするかは決めておいてください。
3	会費について、高額になる場合、指導が入ることはありますか。	会費については、今のところ制限を設けていないので、その金額になる理由が説明でき、それが保護者に理解されるものになっているのであれば、会費の金額について指導を行うことはありません。
4	指導者に対する謝金について、市として適正な金額や最低限度額などを考えているのでしょうか。	活動に対する謝金についても、市として示すものではありません。各団体でご判断ください。
5	損傷などにより新たな備品を購入する場合に備えて、会費をプールしておくことはできますか。	できます。その場合は、会計報告の中でその旨も記載してください
6	クラブに在籍する生徒が全国大会等に出場することになったとき、指導者の旅費等を会費として徴収することはできますか	できます。その場合も、会計報告の中でその旨も記載してください
7	特に夏場は、活動にあたってエアコンが必要になりますが、空調を利用した場合の費用は、それぞれの団体が負担するのでしょうか。	各クラブに空調の費用負担をお願いするかどうかについては、現在、検討中です。
8	会計報告は年2回以上との記載があるが、市としてどの時期を想定していますか。また、必ず2回しないといけないのでしょうか。	年度末の報告は必ず必要ですが、それ以外の報告の時期は、各地域クラブで決めてください。年度中に生徒の入退部があると思いますので、報告は年2回以上をお願いします。
9	会計報告の内容は、どこまでを示せばよいのでしょうか。	クラブの収入の総額と内訳、支出の総額と内訳など、その収支の状況がわかる会計報告をお願いします。その内容に疑義が生じた場合は、市がその詳細の提示を求めることがあります。
10	会計監査は設けなくてよいですか。	会計監査は特に設けなくても差支えありません。保護者に対して会計報告を行い、会計の内容を確認していただいてください。
11	複数の年齢層がいるチームの場合、会計報告は中学生がいる部分のみでもいいのでしょうか。	会計報告は、中学生の活動だけを切り分けてもいいですし、切り分けることが難しい場合は、活動全体の会計報告でも可としています。
12	参加者が会費を滞納している場合、活動を自粛するよう地域クラブから求めることはできるのでしょうか。このようなケースはどうすればいいのでしょうか。	会費等の滞納がある場合は、まずは滞納の理由も含めて保護者としっかり話をしてください。話をしても滞納が続くようであれば、クラブの判断で生徒の活動自粛を求めることはできると考えます。

【備品・消耗品の借用について】

1	バスケットボールで使用するタイマー等の備品は、借りることはできるのですか。	現在、活動している部活動が使用している備品のうち、市の予算で購入したものについては、市に所管移動したのちに地域クラブに貸し出しが可能になります。貸し出しできる備品や消耗品については、各クラブの活動場所が決まった時点で、お伝えします。
---	---------------------------------------	--

【保険の加入について】

1	スポーツ傷害保険は必ず加入しないといけないのですか。	保険については、現在、部活動に参加している生徒は学校を通じてスポーツ振興センターの保険に加入していますが、この保険は、地域クラブの活動は対象外となります。このことから市としてはそれにかわる保険に加入することを求めます。
2	地域クラブで加入する保険と学校で加入している保険とは重複しないのでしょうか。また公費（市費）で保険は負担できないでしょうか。	学校で入会している保険は、学校の教育活動のみに対応しており、地域クラブの活動には適用されないため、地域クラブでの保険の加入をお願いします。保険の公費負担は考えておりません。
3	会費として保険の金額も徴収することになるので、それに適した保険を探しているのですが、紹介してもらうことはできますか	保険は、生徒のケガ等に対応する保険、自転車を使う場合は自転車保険、学校の施設等を壊してしまった等の賠償保険などがあります。保険についてはどのようなものを選択するのかの指定はしていませんが、既に活動している団体が加入している保険はお知らせすることはできます。

【学校との連携について】

1	クラブ内で発生したトラブルは、クラブ内で解決するが、学校に報告は必要ですか。	学校への報告義務はありませんが、生徒の学校生活に影響が出る可能性がある事案であれば、まずは市の地域クラブ担当に報告をお願いします。
2	地域クラブで生徒の様子がいつもと違う場合、学校に相談などしてもよいですか。	生徒の様子で心配なことがあれば、市の地域クラブ担当に相談してください。

【先生の地域クラブへの参加について】

1	学校の先生に地域クラブの指導をお願いできるのでしょうか。	先生が地域クラブでの指導を希望されている場合は、先生が兼職兼業の手続きを行うことで、指導を受け持つことはできます。ただし、先生が指導に携われるのは、先生の勤務時間外の時間になります。
2	今の活動がなくなってしまうよう、現在、学校でクラブの指導をされている顧問の先生に、引き続き指導を要請してもらうことはできないのでしょうか。	部活動の地域展開は、学校の先生から部活動の指導を切り離し、その後の指導を地域の団体に委ねていくことを目指すものであることから、今の部活動の顧問の先生に継続して指導をお願いすることはできません。地域クラブでの指導を希望し、必要な手続きを行った教員のみが、その指導を担えることになっています。
3	先生が勤務時間外の時間帯で指導に携わった場合は、それに対する謝金等を支払うことはできますか。	できます。

【大会等への参加について】

1	地域クラブに移行した場合、大会等の参加についてはどうなるのでしょうか。	競技団体や中体連の試合など、現時点では詳細が不透明なところもありますが、地域クラブが参画できる方向で検討をすすめていると聞いています。
2	中体連の大会は、今後、どのように開催されるのでしょうか。	中体連の大会の開催方法はまだ、検討中との報告は受けています。参加する地域クラブに対しては運営の協力が求められることが考えられます。
3	地域クラブとして登録されないと、中体連の大会に出場できないのでしょうか。	はっきりとしたことはまだ何も示されていませんが、現状、中体連の参加には様々な条件が課せられています。地域クラブとして市に登録されれば、市が活動を認めた団体として、様々な参加条件を満たす可能性は高いと考えています。
4	ダンスの発表会に生徒を出場させてもいいのでしょうか。	発表会の出場資格を満たし、主催者・保護者の了承が得られれば、可能です。

【生徒の募集開始と活動の啓発について】

1	地域クラブの追加募集は、クラブの数が充足されない場合とあるが、何をもって充足とするのでしょうか。	生徒のニーズを十分に満たすだけのクラブが設置できたかどうか一つの判断基準になると考えています。
2	地域クラブがどの学校施設をどの程度使用できるかは、1月末には決定していますか。	追加申請のあったクラブも含めて、令和8年1月末には決定し、その結果をHPで公表します。参加を希望する生徒はその一覧を見て、各地域クラブに応募することになります。
3	地域クラブの生徒募集開始はいつからになりますか。	令和8年2月からを予定しています。募集締切の時期は決めていません。
4	部員の募集のこともあるので、それぞれの団体がHPを持つことが必要ですか。	団体がHP等を作成するかどうかは、各クラブでご判断ください。市では、登録クラブ一覧のHPを作成し、そこに個別のクラブのHPをリンクさせることを考えています。
5	クラブの活動をPRしたいが、どのようなことができますか。	地域クラブの募集にあたり、市は登録クラブ一覧を作成します。その一覧の中に各クラブのHPのアドレスを掲載しアクセスできるようにする予定ですので、各クラブが活動を紹介するHPを作成し、そこでPRすることも有効な手立てだと思います。
6	クラブの部員数は、どのように報告をするのでしょうか。	クラブの開始時期にあわせて、事務局から報告を依頼する予定です。
7	生徒は、複数の活動を希望できるのでしょうか。	希望できます。

【その他】

1	今の部活の活動を引き継ぐ地域クラブの申請がなかった場合、その活動は全くなくなってしまうのでしょうか。	全ての中学校に現在の部活動と同じ活動を行う地域クラブを設置することは難しいですが、市内のどこかで活動が続けられる環境を整えていきたいと考えています。
2	令和8年度中に地域クラブがスタートすることで、来年4月からの中学校の部活動の新入生の募集はなくなるのでしょうか。	学校の部活動は、運動部は令和8年7月、文化部は10月まで活動を行います。4月時点では、学校は部活動を行っていますので、新入生も期間は短くなりますが、部活動に入部、参加できます。
3	既存の団体が申請した場合、地域クラブの対象年齢はどうなりますか。	既存の様々な年齢の方々が活動されている団体が、地域クラブの申請をされることは歓迎されることです。今回、中学生の活動の充実を目的としていますので、中学校施設を使用する場合は、その活動に中学生が参加していることが条件になります。
4	地域クラブの活動に保護者や地域住民も参加していいのでしょうか。	地域クラブに登録された団体で活動されている方々や、そのクラブの指導者やスタッフとして登録された方々が中学生と一緒に活動することは想定していますが、そうでない保護者や地域住民の参加はできません。
5	ふるさと納税の項目に「中学校部活動の地域展開」を入れてはどうでしょうか。	ご提案、ありがとうございます。
6	通知表に部活動の記載があると思うが、地域クラブの活動は記載されるのでしょうか。	記載するかどうかは、決まっていません。
7	小学生や中学生を指導しているが、地域クラブとして引き受けた場合、子どもがもっている特性（個性）やトラブルを起こす子どもたちへの対応はどのように考えていますか。技術面なら指導ということはできても保護者のクレームなどの対応には限界があるのが心配です。	特性のある子どもへの対応については、学校とも情報交換しながら進めることも必要と捉えています。地域クラブの指導者等が相談できる窓口は必要と考えており、相談等がある場合は、まずは、市の地域クラブ担当にご相談ください。